

令和8(2026)年 栃木県実施要綱

暴走族等根絶 推進強化月間

実施期間 6月1日(月)から6月30日(火)までの1ヶ月間



暴走は
しない!
させない!
見に行かない!



交通秩序の確立と青少年健全育成の見地から、広く県民の総力を結集して交通秩序と静穏を破壊する暴走族等を追放し、安全で平穏な生活環境を確保することを目的とします。



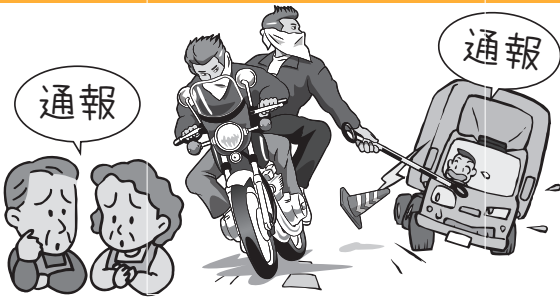
- ① 暴走族等を許さない環境づくり
- ② 暴走族等に対する指導取締りの徹底
- ③ 不正改造車両の排除

主唱 栃木県・栃木県暴走族等根絶対策協議会

推進事項

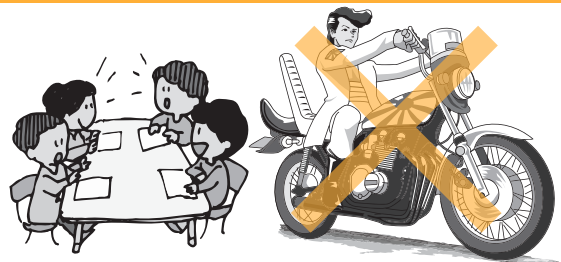
ゆるすな、暴走・迷惑行為

暴走行為をさせない環境づくり



暴走行為を見かけたら、
すぐに警察に通報をお願いします。

暴走族には加入させない



お子さんに暴走族加入の危険性等を十分に
説明し、加入を防止しましょう。
改造バイクに監視の目を向けましょう。

学校や職場では



生徒や同僚が暴走族に加入しないよう
に、また暴走族から脱退できるように、
指導や相談をお願いします。

お店や工場では



車や部品の販売、ガソリンの給油、
洋服の刺しゅうなどで暴走行為を
助長しないように注意をお願いします。

道路、公園、駐車場では



暴走族が集まったり、暴走したりする
おそれのある場所では、状況に応じた
防止対策をお願いします。

暴走行為は、道路交通法違反などの**違法行為**です。

暴走行為を行った者に対して警察は、少年・成人の区別無く

強制捜査(逮捕等)の厳しい姿勢で臨んでいます。



暴走行為に関する罰則

違反行為	罰 則
共同危険行為	2年以下の拘禁刑または 50万円以下の罰金
無免許運転	3年以下の拘禁刑または 50万円以下の罰金
無免許運転者への 車両提供	3年以下の拘禁刑または 50万円以下の罰金
無免許運転者の 車両同乗	2年以下の拘禁刑または 30万円以下の罰金

暴走行為に関する条例

暴走行為を行っている者に対して、
声援、拍手などで、暴走行為をあおる
行為も条例で処罰されます。



事務局

栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課 〒320-8501 宇都宮市埜田1丁目1番20号
TEL 028-623-2185 FAX 028-623-2182